

平成30年第2回（6月）町議会定例会提出議案等の概要

○議案第43号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）

〔総務部企画財政課〕

平成32年度の竣工に向けて、新庁舎の建設費用をはじめとした新庁舎建設事業費等を追加補正するもの。

既定額	5,338,000千円
補正額	586,726千円
計	5,924,726千円

（主要事業）

・新庁舎建設事業	579,400千円
・火葬場利用者補助金	630千円

○議案第44号 宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町情報公開条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部企画財政課〕

個人情報の保護に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うもの。主な改正内容は、改正法にあわせた個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の定義の追加等を行うもの。

○議案第45号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部税住民課〕

地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うもの。主な改正内容は、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直し、たばこ税の見直し、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の3年間の時限的な特例措置の創設等。

○議案第46号 宇治田原町役場位置の設定条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔建設事業部プロジェクト推進課〕

現庁舎の施設・設備の老朽化や狭あい化、耐震性能及び危機管理面、また、バリアフリーへの対応等の諸課題を解決するための新庁舎の移転整備に伴い、本条例について所要の改正を行うもの。

○議案第47号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔教育部社会教育課〕

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令等が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うもの。主な改正内容は、放課後児童支援員資格要件の拡大等を行うもの。

○議案第 48 号 土地の取得について

〔建設事業部プロジェクト推進課〕

新庁舎建設用地として、土地を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

○議案第 49 号 指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）

〔建設事業部産業観光課〕

宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の指定管理者として、新たに「1738 やんたん里づくり会」を指定するもの。

○議案第 50 号 公の施設の区域外利用に係る協議について

〔建設事業部上下水道課〕

平成 36 年 3 月に供用開始予定の（仮称）宇治田原インターチェンジの建物等の所在が城陽市域となることから、本町上水道施設を区域外利用するため、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、城陽市と協議することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

○報告第 2 号 平成 29 年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〔総務部企画財政課〕

平成 29 年度宇治田原町一般会計補正予算第 6 号で繰越明許費の設定を行った地籍調査事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地連絡道路整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

○報告第 3 号 平成 29 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〔建設事業部上下水道課〕

平成 29 年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号で繰越明許費の設定を行った公共下水道に係る管渠整備事業の繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

○報告第 4 号 平成 29 年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について

〔建設事業部上下水道課〕

平成 29 年度宇治田原町水道事業会計で繰り越した、配水管移設等事業等に係る水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。